

平成30年度

## 公益社団法人那須烏山市シルバー人材センター事業計画

### 1 基本方針

我が国においては、少子高齢化が急速に進展し、65歳以上の高齢者人口は、平成29年9月の人口推計では高齢化率が27.7%となっている。労働力人口が減少していく中、働く意欲のある高齢者が、地域の中で能力や経験を活かし、地域社会の支え手として、活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することが重要になっている。

こうした中、国が掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」では、65歳以上の高齢者のうち、実際に働いている人は2割にとどまっており、生涯現役社会を実現するため、働きたいと願う高齢者の希望を叶えるための就職支援を充実させていくべきとされている。同時に、シルバー人材センター事業の重要性とセンターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものになっている。

しかしながら、本シルバー人材センターを取り巻く環境は、多様化する働き方や雇用の延長等により、会員数の減少とともに仕事受注の伸び悩み傾向が続いており、厳しい運営状況となっている。

このことから、平成30年度は地域社会や関係機関と連携を密にし、新規入会者の確保及び就業機会の拡大を重点的に推進し、活力ある地域づくりに貢献するため、次の事業に積極的に取り組むこととする。

### 2 シルバー人材センター事業

#### (1) 就業機会提供事業

当センターは、会員（那須烏山市内に在住する原則60歳以上の高年齢退職者で、センターの趣旨に賛同する者）及び那須烏山市内の高年齢退職者に対し、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を以下の形で提供する。

##### ① 請負・委任

当センターの会員に対し、個人や民間企業及び公的機関から請負った仕事を「請負・委任」の契約により提供する。

##### ② 職業紹介

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と協力し、求職者（会員及び市内に在住する高齢退職者）に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の雇用による就業を提供する。

③ 一般労働者派遣

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と協力し、会員に「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」の派遣労働を積極的に提供する。

(2) 就業機会確保事業

高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

ホームページ、センターだよりの作成及び各種イベントでの PR を通して当センターの事業を紹介する。

ア 対 象

一般市民、民間事業者等

イ 内 容

(ア) 広報委員会の設置

(イ) ホームページ、市広報誌及びイベント等での PR

- ・ 会員募集に関すること
- ・ 提供業務の紹介
- ・ 業務募集

② 安全・適正就業推進事業

事故のない安全な就業の推進を図るとともに、法令を遵守した就業となるよう次の取り組みを行う。

ア 対 象

当センターの会員

イ 内 容

(ア) 安全・適正就業委員会の設置

(イ) 安全・適正就業パトロールの実施

(ウ) 会員の健康及び安全な就業に関する講習会の実施

③ 就業開拓事業

会員が技能を発揮できる仕事の受注を確保するとともに就業先の拡大を図るために次の取り組みを行う。

ア 就業開拓委員会の設置

就業開拓委員会を設置し、各民間事業所や団体及び公的機関

等への訪問を行う。

イ 成長分野事業への取り組み

成長分野における高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会における活動・貢献の場を広げる。

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

市から委託を受け、掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援を行うことによる、女性会員の就業機会を確保する。

(イ) 空き家・空き地管理事業

空き家の除草、清掃、樹木剪定、建物の点検等の維持管理業務を行う。

④新規入会者の勧誘

会員による1人1会員入会の活動を実施する。

⑤技能講習会事業

会員の技術・技能を高めるための講習会を実施する。

3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

(1) 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年5回程度開催する。

(2) 総会

定時総会を6月に開催する。